添付1

2010年9月8日付・主要6紙一斉報道（議決6日前の記事）

朝日新聞朝刊

小沢氏起訴

来月までに結論濃厚
審査会、弁護士を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、東京第五検察審査会の審査を補助する弁護士が選ばれたことが分かった。2004年、05年分の政治資金収支報告書をめぐる政治資金規正法違反（虚偽記載）容疑について、小沢氏を強制的に起訴するかどうかの審査が本格化するとみられ、10月末までに結論が出る公算が大きい。

小沢氏を不起訴（嫌疑不十分）とした東京地検特捜部の処分に対し、同審査会は4月に「起訴相当」の議決を出した。再捜査した特捜部が5月に改めて不起訴にしたため、2回目の審査に移ることになった。

検察審査会法の規定で、2回目の審査には、法的なアドバイスをする弁護士が審査補助員として必ず立ち会うことになっている。審査会関係者によると、弁護士会内部での人選を経て、この審査補助員が選ばれたという。

読売新聞夕刊

陸山会事件

審査会、補助員を選任

小沢一郎・前民主党幹事長の資金管理団体「陸山会」の政治資金規正法違反事件を審査している東京第5検察審査会が、審査員に法律的な助言をする審査補助員の弁護士を選任したことが関係者の話でわかった。

同審査会は4月、陸山会の2004、05年分の収支報告書の虚偽記入容疑について、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部による再度の不起訴を受け、現在、小沢氏を強制起訴するかどうかを決める第2段階の審査に入っている。

検察審査会法は、第2段階の審査に審査補助員が立ち会うよう義務付けている。審査補助員の選任によって審査は本格化する見通しで、審査員11人のうち6人が交代する10月下旬までに議決が出される公算がさらに大きくなった。

日経新聞朝刊

陸山会事件
検察審

助言役の弁護士選任
小沢氏への議決、来月にも

民主党の小沢一郎前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地購入を巡る事件で、2004～05年の政治資金規正法違反（虚偽記入）について、東京第5検察審査会が、審査員に法的な助言をする「審査補助員」の弁護士を選任したことが7日、関係者の話で分かった。

2度目の議決には、補助員の選任が義務付けられている。今後、審査が本格化する見込みで、早ければ、10月にも議決を出す方針とみられる。改めて「起訴すべきだ」との議決が出た場合、小沢氏は強制的に起訴される。

東京第5検察審が4月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部は5月に改めて不起訴処分とした。第5検察審は起訴相当とした審査員11人全員が交代し、8月から新たなメンバーが2度目の審査を担当した。

検察審査会法は、2度目の審査では、補助員の弁護士と検察官からの意見聴取を規定。議決の際は、補助員の弁護士が議決書を作成する。

小沢氏はこれとは別に07年分の虚偽記入容疑について、東京第1検察審が7月に「不起訴不当」と議決。特捜部は小沢氏に4度目となる任意の事情聴取を要請しているが、小沢氏の代表選出馬もあり、実現のメドは立っていない。

産経新聞朝刊

検審 再審査を本格化

議決 来月下旬の公算

小沢一郎氏の資金管理団体「陸山会」をめぐる政治資金規正法違反事件で、小沢氏が2回不起訴処分となった平成16、17年分の政治資金収支報告書への虚偽記載容疑について、東京第5検察審査会の再審査が本格化したことが7日、分かった。法的助言をする「審査補助員」の弁護士が選任され、10月下旬には議決が出される公算が大きい。

東京第1検審が「不起訴不当」と議決した19年の虚偽記載容疑については、東京地検特捜部が小沢氏に4回目の事情聴取を要請。小沢氏は14日の民主党代表選後に応じる意向を示しており、小沢氏の関係者は「地検との日程調整は代表選後になる」としている。

第5検審は4月、小沢氏について「起訴相当」と議決。特捜部が再び不起訴処分としたことを受け、再審査している。再審査では、審査に慎重を期すため審査補助員としての弁護士の選任が義務づけられている。関係者によると、審査補助員の選定は当初難航したが最近、ようやく決まった。

審査員は補助員の助言の下、証拠を分析したり、担当検事から意見聴取したりして、「起訴すべきだ」と議決（起訴議決）するか否かを判断する。審査員11人のうち6人が10月末に交代するため、それまでに議決が出されるとみられる。起訴議決された場合、小沢氏は強制起訴される。ただ、憲法では大臣を首相の同意なしに起訴することは認められておらず、強制起訴となるかは不透明だ。

毎日新聞朝刊

小沢氏検審、補助員決まる

起訴適否、来月議決か

小沢一郎民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」を巡る政治資金規正法違反事件で、小沢氏を強制起訴すべきかどうかを判断する東京第5検察審査会の第2段階の審査を補助する弁護士（審査補助員）が決まったことが分かった。これに伴い第2段階の審査が進むとみられ、審査員の約半数の任期が切れる10月末までに議決が出る可能性が高まった。

第2段階の審査で、第5審査会が再び起訴すべきだとして「起訴議決」をすると、小沢氏は裁判所が指定する弁護士によって強制的に起訴される。首相になった場合は、憲法の規定により起訴には本人の同意が必要とされているが、小沢氏は起訴議決が出れば同意すると明言している。

東京新聞朝刊

小沢氏の検審開始

来月にも2度目議決

小沢一郎・民主党前幹事長の資金管理団体「陸山会」の土地取引をめぐる政治資金規正法違反事件で、東京第五検察審査会が小沢氏の不起訴処分について二度目の審査を始めたことが、関係者への取材で分かった。審査員に助言する審査補助員の弁護士も選ばれ、十月中にも議決が出る見通し。

東京第五検察審査会は四月、小沢氏を「起訴相当」と議決。東京地検特捜部はその後の再捜査でも小沢氏を不起訴としたため、第五検察審査会が再審査することになっていた。

起訴相当の議決をした審査員十一人はすべて任期を終えており、新しいメンバーが二度目の審査をする。このうち六人の任期が十月末までのため、同月中に議決される見通し。審査員十一人中八人以上が起訴すべきだと議決すれば、小沢氏は裁判所指定の弁護士によって強制的に起訴される。

小沢氏は民主党代表選に勝って首相に選出された場合、強制起訴の議決が出されても訴追に同意することを明言している。

添付2

小沢事件(04年収支報告書虚偽記載)東京第五検審
審査会議日～発議日～支払予定日(2010年度)

審査会議日	2月9日	2月23日	3月9日※		3月16日 初回審査	3月23日	3月30日
発議日	2月12日	3月19日	遠距離1人 ３月１９日	残り14人 4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
発議までの日数	3	25	10	23	16	9	2
支払予定日	2月19日	3月24日	3月24日	4月9日	4月9日	4月9日	4月9日

※出席15人のうち、１人（船・飛行機の出席者、40,950円請求）のみ3月19日発議
残り14人は4月1日発議

審査会議日	4月6日	4月13日	4月20日	4月27日 議決日	5月11日	5月25日	6月8日
発議日	4月12日	4月16日	4月22日	4月30日	5月17日	5月28日	6月11日
発議までの日数	6	3	2	3	6	3	3
支払予定日	4月19日	4月26日	4月30日	5月12日	5月24日	6月4日	6月21日

審査会議日	6月22日	7月13日	7月27日	8月4日	8月10日	8月24日	8月31日
発議日	6月24日	7月20日	8月2日	8月13日	9月6日	9月6日	9月6日
発議までの日数	2	7	6	9	27	13	6
支払予定日	6月30日	7月27日	8月10日	8月30日	9月15日	9月15日	9月15日

審査会議日	9月6日	9月14日 議決日	9月28日	10月4日
発議日	9月13日	9月17日	10月1日	10月13日
発議までの日数	7	3	3	9
支払予定日	9月24日	9月27日	10月8日	10月20日

検審関係者の嘘リークをもっともらしく報道

読売新聞　10月6日　朝刊

審査日「議論煮詰まった」

＊代表選当日　偶然の議決

東京第5検察審査会が小沢氏を「起訴すべきだ」と議決するまでの経緯が、審査会関係者の話で明らかになった。

関係者によると、11人の審査員たちは、お盆休みのある8月中は隔週でしか集まれなかったが、9月に入ってからは、平日に頻繁に集まり審査を行った。

9月上旬には、「起訴議決」を出す場合に義務付けられている検察官の意見聴取を行った。意見聴取では、東京地検特捜部の斎藤隆博副部長が1時間以上にわたって説明。斎藤副部長は「元秘書らの供述だけでは、小沢氏と元秘書らとの共謀の成立を認めるのは難しい。有罪を取るには、慎重に証拠を検討することが必要です」などと、審査員らに訴えたという。

審査員に法律的な助言をする審査補助員を務めた吉田繁実弁護士は、暴力団内部の共謀の成否が争点となった判例や、犯罪の実行行為者でなくても謀議に参加すれば共犯として有罪になるなどと認定した1958年の最高裁大法廷判決を審査員に示し、「暴力団や政治家という違いは考えずに、上下関係で判断して下さい」と説明した。

起訴議決が出たのは、民主党代表選当日の9月14日。第5審査会の定例の審査日は毎週火曜日で、この日は偶然、審査日にあたっていた。ただ、この日に議決を出すことが予定されていたわけではなく、議長役を務める審査会長が審査中に「議決を取りますか。それとも先に延ばしますか」と提案したところ、審査員らから「議論は煮詰まった」との声が上がり、議決を出すことになった。議決の後、「こんな日になっちゃったね」と漏らす審査員もいたという。多数決の結果、起訴議決が出たのは午後3時頃。代表選で開票の結果、小沢氏の落選が決まったのは、その約30分後だった。

朝日新聞　10月5日　朝刊

検審側「慎重の上にも慎重に審査」

強制起訴　市民の選択　1

4日午前10時すぎの東京地裁。検察審査員の市民が建物の一室に続々と入っていった。議決内容を最終的に確認し、散会したのは昼ごろのことだった。

検察審査会事務局の職員2人が、A4サイズの「議決要旨」7枚を東京地裁の脇にある掲示板に張り出したのは、午後3時45分過ぎ。約80人の報道陣から「強制起訴」の声が何度もあがり、カメラのフラッシュが一斉に輝いた。

民主党の小沢一郎元代表の強制起訴を決める審査にかかわった関係者は4日、こう語った。「慎重の上にも慎重に審査した。証拠だけを吟味した、自信を持った議決だ」

□　□

審査会関係者によると、小沢氏に対する2度目の審査は、今年9月に入って本格化。1度目の審査で「起訴相当」の議決をした11人全員が8月初めに入れ替わり、新たなメンバーが集まった。その後、法的なアドバイスなど審査を補助する弁護士が選ばれた。

審査の過程で、「元秘書との共謀は認められない」と小沢氏を不起訴にした東京地検特捜部の検察官も審査会に呼び出された。

検察官は、「起訴にするためには、的確な証拠により有罪判決が得られる高度の見込みが必要です」。法律の素人である審査員らを前に熱心に説明した。だが、それを聴く審査員たちの心中には別の思いがあった。議決要旨にも「検察官が説明した起訴基準に照らしても、検察官の判断は納得しがたい」との表現があった。

11人の中から選ばれた「審査会長」が進行役になり、検察が集めた膨大な証拠資料を読み込んで議論を重ねた。

9月14日、それぞれが意見を用紙に書いて多数決をとったところ、11人中8人以上が「起訴すべきだ」と投票した。

□　□

（朝日・読売新聞 2010年10月5日・6日付議決記事）

朝日新聞　10月5日　夕刊

新聞　（夕刊）　新聞定価 朝夕刊月ぎめ 3,925円(本体価格 3,738円,消費税 187円),1部売り(税込み)朝刊 150円,夕刊 50円　第3種郵便物認可

「大物」小沢氏への予断排した

「国民の責任で黒白」こだわり

検察審査会 11人の思いは

小沢一郎・元民主党代表の資金管理団体「陸山会」の土地取引事件で、検察の不起訴処分（嫌疑不十分）を覆し、小沢氏を「起訴すべきだ」と議決した東京第五検察審査会。「市民の代表」たちはどんな思いで「大物政治家」の審査に臨んだのか。関係者が舞台裏の一端を明らかにした。　＝1面参照

平均30・9歳

第五審査会が小沢氏の1回目の審査で「起訴相当」と議決したのは今年4月末。当時の11人のメンバー全員が7月末で任期を終えるのを待って、8月からの新メンバーで2回目の審査が始まった。

ジーンズの男性にミニスカートの女性……。くじで偶然選ばれた11人の平均年齢は30・9歳と、比較的若い顔ぶれとなった。法的なアドバイスをするため、「審査補助員」として吉田繁実弁護士(59)が加わった。

政治資金規正法違反（虚偽記載）容疑で小沢氏の立件を目指していた東京地検特捜部が集めた証拠は膨大だった。審査会の開催は通常は2週間に1度だが、とても間に合わない。審査員たちの夏休みと重なる8月は隔週しか集まれなかったが、9月に入り、仕事や家事の都合をやり繰りして、頻繁に集まった。

「大変な事件が回ってきたというプレッシャーはあったが、大物政治家だという予断や偏見は、なくすように心がけた」と関係者は振り返る。

特捜部に納得せず

1回目の議決後に、小沢氏を再び不起訴にした特捜部の斎藤隆博副部長も呼び出した。斎藤副部長は、実行行為に直接関与していなくても共犯に問える「共謀共同正犯」が成立するための条件を説明。傷害致死事件をめぐる1958年の最高裁判例を持ち出した。「各自の意思を実行に移すという謀議をして、犯罪を実行した事実が認められなければなりません。共謀は、厳格な証明が必要です」

収支報告書の虚偽記載について、小沢氏との間に「報告・了承」があったかについての元秘書らの供述は具体的でなく、小沢氏との共謀は認定できない、と強調した。

しかし、審査員たちの考えは違った。「元秘書らが捜査を受けたのは、収支報告書の提出から5年後。細かい記憶が残っている方がおかしい」

審査員らは吉田弁護士に、折に触れて助言を求めた。吉田弁護士は「誘導にならないよう、どこまで言うべきか言わないでおくべきか、慎重に線引きした」という。

議決「こんな日に」

9月14日に議決日を迎えた。小沢氏と菅直人首相が激しく争う民主党代表選の投開票日と重なった。午前中から審査を始め、多数決を取ったのは午後3時ごろ。11人中8人以上が「起訴議決」に賛成した。小沢氏の落選は審査後に知った。「こんな日になっちゃったね」との声が審査員から漏れた。

その後は議決書の作成に移り、審査のペースも隔週に落ち着いた。

「小沢氏を尊敬する元秘書が師を陥れる虚偽の供述をすることは考えがたい」「土地の購入原資についての小沢氏の説明は不合理」――。市民の率直な思いを盛り込んだ。

一番のこだわりは末尾の言葉。「検察官が起訴を躊躇した場合に、国民の責任で公正な法廷で黒白をつける制度だ」と、あえて検察審査会の意義を盛り込んだ。

関係者は「どんな意識で審査をしたかを反映したかった。刑事裁判のあり方は本来そうあるべきだ」との思いを込めたという。

最終的な議決書を吉田弁護士が示した4日、全員が納得して署名し散会した。「審査員は本当に、そのあたりにいる人。およそ小沢さんの議決をした人たちだとは思われないかな」。関係者は苦笑いした。

補助員・吉田弁護士

指定弁護士 選任に意欲

今回の小沢一郎・元民主党代表の審査に「補助員」として加わった吉田繁実弁護士は、1988年に弁護士登録。第二東京弁護士会で刑事弁護委員長や副会長などを歴任しており、刑事弁護のベテランとして知られる。

昨年8月に東京地裁であった全国初めての裁判員裁判でも、殺人罪に問われた被告の

添付4（旧版）

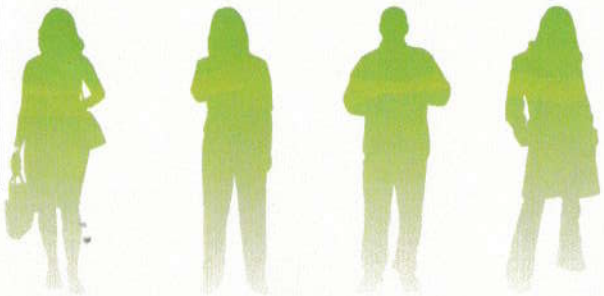

検察審査会 Q&A

～不起訴には１１人の審査の目～

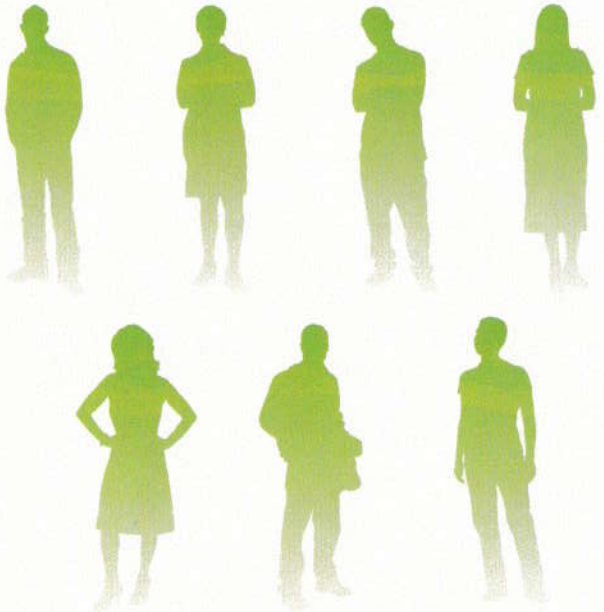

最高裁判所

事件審査の手順は？

1 審査の開始

被害者などからの申立てによる場合と，検察審査会が自ら知り得た資料（たとえば新聞記事など）をきっかけに職権で事件を開始する場合の二つがあります。

2 審査会議

審査は，通常，検察庁から取り寄せた事件の捜査記録などの書面を調べることにより行いますが，検察審査会が必要と認める場合は，検察官の意見聴取，申立人や証人の尋問，実地見分，公務所などへの照会，審査補助員（弁護士）の委嘱などを行うこともできます。

3 議決の種類

審査を終えると，通常，次の三つのうち，いずれかの議決をします。①については８人以上，②及び③については６人以上の多数が必要です。

① 起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけるべきだ。」という判断をした場合の議決です。

② 不起訴不当の議決

「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。

③ 不起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。

4 結果の通知等

議決をしたときは，その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また，検察審査会の掲示場にその要旨を７日間掲示します。

5 第二段階の審査

起訴相当の議決に対し，検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合，検察審査会は再度の審査（第二段階の審査）をします。

その結果，起訴すべきであるとの議決（起訴議決）をすると，その議決は強制力を持ち，裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起（起訴）することになります。

このように，起訴議決には法的拘束力がありますので，第二段階の審査を行う場合には，より慎重かつ適正な判断がなされるよう，必ず審査補助員を委嘱することとされています。また，起訴議決をするときは，あらかじめ検察官の意見を聴かなければなりません。

検察審査会の流れ

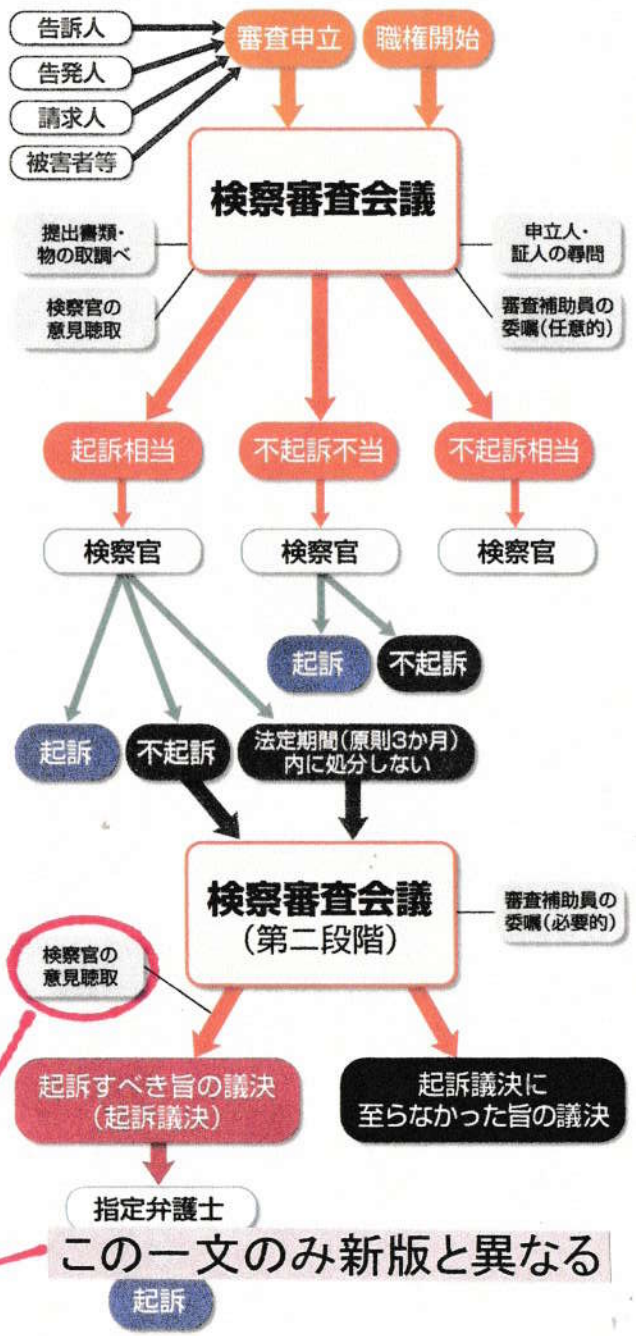

添付5

検審事務局開示の日当旅費請求書から読める審査会日は9月6日のみ

別紙 4

※1　本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100km未満の出張について、出張日毎に作成の上、すみやかに総務課に提出する。

平成22年9月6日

出　張　管　理　簿

特別捜査部

番号	旅行命令権者認印	官職・氏名		用務	用務先	交通手段	備考
1		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
2		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
3		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　定期券　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
4		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☑官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☑その他（　定期券　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
5		☑検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
6		☐検事 ☐副検事 ☑検察事務官 ☐ ☐	[redacted]	☑事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐	[redacted]	☐官用車 ☑パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　）	☑自宅発 ☑自宅着 ㊞
7		☐検事 ☐副検事 ☐検察事務官 ☐ ☐		☐事件捜査 ☐公判立会等 ☐裁判執行 ☐事務打合せ ☐		☐官用車 ☐パスモカード ☐オレンジカード ☐バスカード ☐その他（　）	☐自宅発 ☐自宅着

斉藤検察官の名前なし

※1　本書は交通費を要しない在勤地内、旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について，出張日毎に作成の上，すみやかに総務課に提出する。
※2　官職・氏名，用務及び用務先欄は，使途に従い不要な文字は抹消し，また別紙を添付するなどして使用することができる。

添付6

別紙 4

4月2日、 斎藤検察官、 東京地裁へ徒歩で出張

出　張　管　理　簿

平成22年4月2日　　特別捜査部

番号	旅行命令権者認印	官職・氏名		用務	用務先	交通手段	備考
1		☑検事 □副検事 □検察事務官 □ □	齋藤隆博	□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 ☑事務打合せ □	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	☑官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード ☑その他 （ 徒歩 ）	□自宅発 □自宅着
2		□検事 □副検事 ☑検察事務官 □ □	[redacted]	□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 ☑事務打合せ □	葛飾区小菅1-35-1 東京拘置所 千代田区霞が関1-1-1 公正取引委員会 千代田区霞が関1-1-4 東京地方裁判所 千代田区霞が関3-1-1 国税庁 千代田区霞が関3-2-1 証券取引等監視委員会	☑官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード ☑その他 （ 徒歩 ）	□自宅発 □自宅着
3		□検事 □副検事 □検察事務官 □ □		□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 □事務打合せ □		□官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード □その他 （ ）	□自宅発 □自宅着
4		□検事 □副検事 □検察事務官 □ □		□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 □事務打合せ □		□官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード □その他 （ ）	□自宅発 □自宅着
5		□検事 □副検事 □検察事務官 □ □		□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 □事務打合せ □		□官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード □その他 （ ）	□自宅発 □自宅着
6		□検事 □副検事 □検察事務官 □ □		□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 □事務打合せ □		□官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード □その他 （ ）	□自宅発 □自宅着
7		□検事 □副検事 □検察事務官 □ □		□事件捜査 □公判立会等 □裁判執行 □事務打合せ □		□官用車 □パスモカード □オレンジカード □バスカード □その他 （ ）	□自宅発 □自宅着

※1 本書は交通費を要しない在勤地内，旅費請求によらない在勤地内及び100キロメートル未満の出張について，出張日毎に作成の上，すみやかに総務課に提出する。
※2 官職・氏名，用務及び用務先欄は，使途に従い不要な文字は抹消し，また別紙を添付するなどして使用することができる。

添付7（新版）

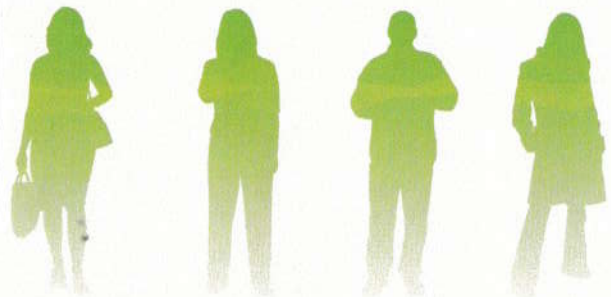

検察審査会 Q&A

～不起訴には11人の審査の目～

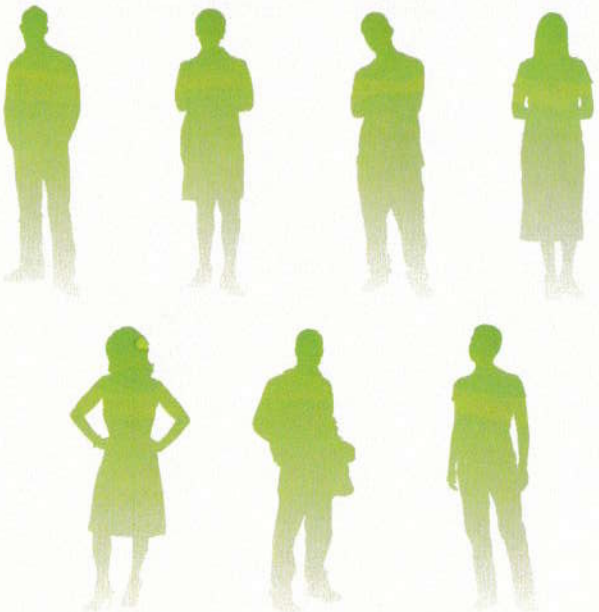

最高裁判所

事件審査の手順は？

1 審査の開始

被害者などからの申立てによる場合と，検察審査会が自ら知り得た資料（たとえば新聞記事など）をきっかけに職権で事件を開始する場合の二つがあります。

2 審査会議

審査は，通常，検察庁から取り寄せた事件の捜査記録などの書面を調べることにより行いますが，検察審査会が必要と認める場合は，検察官の意見聴取，申立人や証人の尋問，実地見分，公務所などへの照会，審査補助員（弁護士）の委嘱などを行うこともできます。

3 議決の種類

審査を終えると，通常，次の三つのうち，いずれかの議決をします。①については８人以上，②及び③については６人以上の多数が必要です。

(1) 起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は間違っている。起訴して裁判にかけるべきだ。」という判断をした場合の議決です。

(2) 不起訴不当の議決

「検察官の不起訴処分は納得できない。もっと詳しく捜査した上で起訴・不起訴の処分をすべきだ。」という判断をした場合の議決です。

(3) 不起訴相当の議決

「検察官の不起訴処分は相当である。」という判断をした場合の議決です。

4 結果の通知等

議決をしたときは，その結果を不起訴処分をした検察官が所属する地方検察庁の検事正や申立人などに通知します。また，検察審査会の掲示場にその要旨を７日間掲示します。

5 第二段階の審査

起訴相当の議決に対し，検察官が改めて不起訴処分をした場合や定められた期間内に処分をしない場合，検察審査会は再度の審査（第二段階の審査）をします。

その結果，起訴すべきであるとの議決（起訴議決）をすると，その議決は強制力を持ち，裁判所が指定した弁護士が検察官に代わって公訴を提起（起訴）することになります。

このように，起訴議決には法的拘束力がありますので，第二段階の審査を行う場合には，より慎重かつ適正な判断がなされるよう，必ず審査補助員を委嘱することとされています。また，起訴議決の前には，検察官に意見を述べる機会を与えなければなりません。

検察審査会の流れ

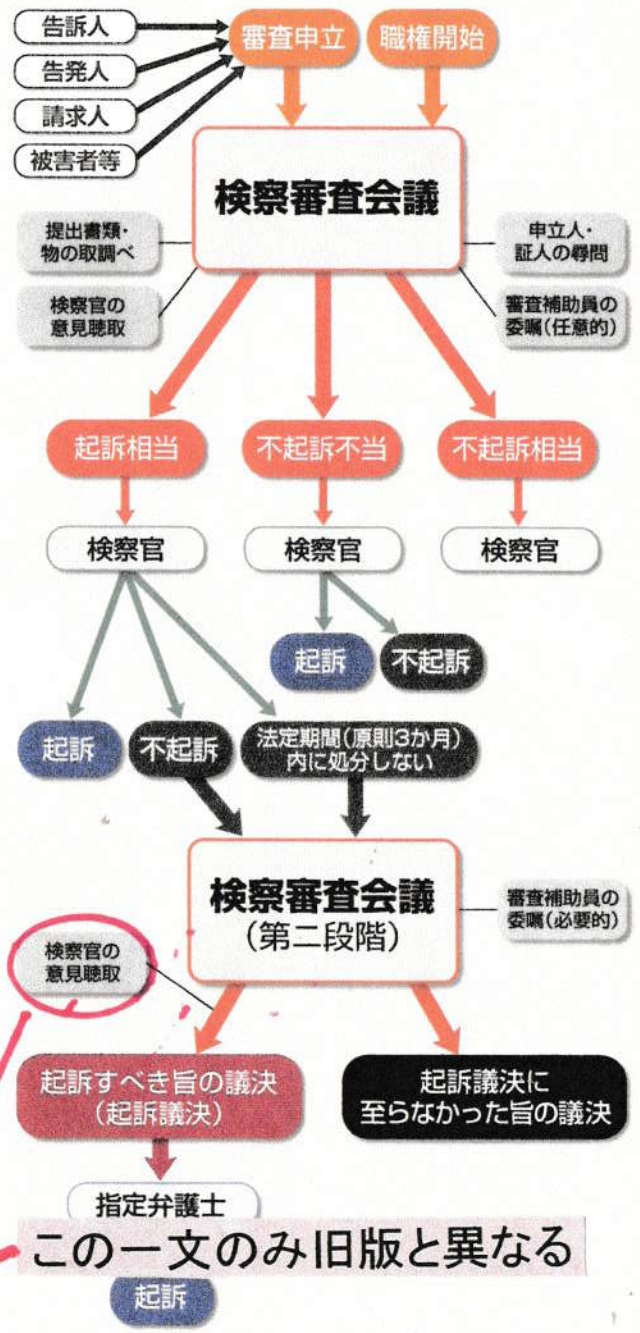

添付8

平成22年　3月分　　6冊の内第3冊

平成21年度

歳出支出証拠書類

金　　額	円 49.612.604
総　金　額	円 1.920.988.176
紙　　数	460枚

東京地方裁判所

添付9

平成22年　3月分　　6冊の内第　3冊

平成21年度

歳出支出証拠書類

金　　額	円 49,612,604
総　金　額	円 4,920,980,176
紙　　数	460枚

東京地方裁判所

添付10

『生年月』の開示請求に対し、それを拒否し全面マスキング

東京第五検察審査会平成２２年第１群検察審査員及び補充員選定録

平成２１年１２月１８日選定
検察審査員　５名
補充員　５名

平成２１年１２月１８日
東京第五検察審査会事務局長　傳田みのり　印

番号	検察審査員又は補充員の別	氏名	住所	生年月日	備考
1	検察審査員	[redacted]	[redacted]	[redacted]	
2	検察審査員				
3	検察審査員				
4	検察審査員				
5	検察審査員				
6	補充員				
7	補充員				
8	補充員				
9	補充員				
10	補充員				

本選定は上記のとおり施行されたことを証明する。
平成２１年１２月１８日
立会人官職氏名　東京地方裁判所判事　村瀬　均
立会人官職氏名　東京地方検察庁検事　川原隆司

添付11

『生年月』の開示請求に対し、それを拒否し全面マスキング

2008/11/11

（被集約庁用）

東京第五検察審査会平成２１年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
4	1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	2	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	3	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	4	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	5	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	6	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	7	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	8	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	9	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
4	10	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

添付12

最高裁事務総局が開示した文書

(2)

22年度東京第五検審「審査事件票」33枚の中の2枚目

審査事件票

平成２２年１月分
東京地裁管内
東京第五検察審査会
追番号（[redacted]）

関連事件	
	平[redacted]年[redacted]号（[redacted]）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）
	平　年　号（　）

受理事項

(1) 被疑者	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
(2) 事件名	[redacted] 被疑事件（[redacted]）	
(3) 受理区分	申立て・・・・・・・・・・・・1 職権・・・・・・・・・・・・2 端緒 申立権なき者の申立て・・a 投書・・・・・・・・・・b マスコミの報道・・・・・c その他・・・・・・・・・d 移送・・・・・・・・・・・・3	[redacted]
(4) 原不起訴処分	理由：起訴猶予・・・・・・・・・・1 嫌疑不十分・・・・・・・・2 嫌疑なし・・・・・・・・・3 罪とならず・・・・・・・・4 その他・・・・・・・・・・5 検察官：検事・・・・・・・・・・1 副検事・・・・・・・・・・2 検察事務官・・・・・・・・3	[redacted] [redacted]
(5) 申立人	氏名 [redacted]	性別等 男・・1 女・・2 法人 3 [redacted]
	資格：告訴人・・・・・・・・・・1 告発人・・・・・・・・・・2 請求をした者・・・・・・・3 被害者・・・・・・・・・・4 遺族・・・・・・・・・・5 申立権なき者・・・・・・・・6	[redacted]
	弁護士による申立代理の有無	有

手続事項

(6) 審査期間	1 受理	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
	2 第1回審査会議期日	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
	3 議決	平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
	審査期間 1～3	[redacted]年[redacted]月[redacted]日間
	(準備) 1～2	[redacted]年[redacted]月[redacted]日間
	(実質審査) 2～3	[redacted]年[redacted]月[redacted]日間
(7) 審査の経過	会議等 審査会による	審査会議・・・[redacted]回（[redacted]）
		実地見分・・・[redacted]回（[redacted]）
		所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
	会議等 小委員会による	記録調査等（在庁）[redacted]回（[redacted]）
		実地見分・・・[redacted]回（[redacted]）
		所在尋問・・・[redacted]回（[redacted]）
	回数計	[redacted]回
	証人等の延べ人員	検察官・・・[redacted]人
		申立人・・・[redacted]人
		被疑者・・・[redacted]人
		証人・・・[redacted]人
		助言者・・・[redacted]人
	公務所等照会回数	[redacted]回
	証人召喚請求回数	[redacted]回
	不起訴記録の取寄せ	請求平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
		受理平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日
	審査補助員延べ出頭数	[redacted]人 [redacted]回
備考		

議決事項

(8) 議決区分	起訴相当		[redacted]
	不起訴不当		
	不起訴相当	起訴猶予	
		法令上刑を免除すべき場合	
		訴訟条件は具備しているが被疑事件が罪となるかどうかが不明確であるか，犯罪の嫌疑が十分でない	
		訴訟条件は具備しているが被疑事件の罪とならないことが明確である	
		訴訟条件を欠く	
	審査打切り	申立ての取下げがあった	
		審査申立人が死亡し，又は審査申立てをした法人が存続しなくなった	
		当該事件について公訴の提起又は刑訴法266条2号による付審判の決定があった	
		職権審査開始後次の事由が判明した (イ) 審査の対象となる不起訴処分の不存在 (ロ) 法30条ただし書該当 (ハ) 同一事件に関する実体的議決の存在 (ニ) 管轄権なし	
(8) 議決区分	申立却下	審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない（法2条1項1号）	[redacted]
		申立権がない（法30条）	
		申立代理人に代理権がない	
		同一事件について再度の申立てがなされた（法32条）	
		同一理由の不起訴処分に対する申立て（法41条の8）	
		申立てが書面によらないでされた（法31条，施行令18条）	
		申立書の記載が著しく不備で，かつ，補正できない（法31条，施行令18条）	
		申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない	
	移送	管轄検察審査会以外の検察審査会に審査の申立てがあった（法30条，施行令21条）	
		同一事件について2個の管轄検察審査会に審査の申立てがあった（施行令20条2項）	

・記入欄は全部マスキングされている
・文書間の区別が付かないため、最高裁職員が番号を打った

(注) この票中，「法」とは検察審査会法を，「施行令」とは検察審査会法施行令をいう。

(最刑一)

〈摘出スクープ〉

●志岐武彦（『最高裁の罠』著者）

「あり得ない平均年齢」「民主党代表選にぶつけた強制起訴決議」……
かねてより指摘されてきた「怪しい審査員」の名簿が何と2種類あった！

小沢一郎を「刑事被告人」にした「検察審査会」新たな重大疑惑

三権分立のひとつ「司法権」を持つ裁判所に「検察審査会」という機関があることは、数年前までは誰も気に留めなかった。最高裁の事務総局が管轄するこの組織を有名にしたのは、10年9月、東京第5検察審査会が小沢一郎・民主党元代表（現「生活の党」代表）の強制起訴を決めたことがきっかけだった。それによって小沢氏は刑事被告人となり、約2年間にわたる裁判闘争に労力を費やした。小沢氏に対する好悪はあろうとも、政権党の実力者が政治活動を制約された事実が、この国の政治に大きな影響を与えたことは間違いない。

その小沢起訴を決めた検察審査会が「存在しなかった」としたら――。

情報公開請求を重ねて検審の疑惑を追い続けた『最高裁の罠』（K&Kプレス刊）の著者・志岐武彦氏が、驚愕の資料を公開する。

＊

私の手元に、2種類の書類の束がある。本来ならば2種類が存在すること自体がおかしいのだが、それに気づいたのは、昨年末に上梓した『最高裁の罠』の膨大な資料を整理していた今年初めのことだった。

書類とは、私が11年11月に東京第5検察審査会に情報公開請求し、12年2月に開示された2010年分の「東京第5検察審査会の審査員候補者名簿」の複写だ。これを請求した理由は後述するが、名簿は請求者を小馬鹿にするかのように全面的に黒塗りされていたため、資料としては役に立たないと思い込んで、当時は注意深く見ることはなかった。

だが、改めてチェックすると奇妙な点に気づいた。

09年11月に作成されたはずの名簿に、〈2012／2／15〉という日付が印字されていたのだ。何かの間違いだろうか……。

改めて同じ名簿を請求した。すると、2度目の驚きがあった。今年3月に開示された名簿には〈2009／11／9〉の日付があり、12年に開示された名簿に見当たらなかった「綴じ穴（ファイルするためのパンチ穴）」の跡が写っていたのである。

全く同じ請求に、異なる書類が開示されることなどあり得ない。情報公開請求という国民の権利を根幹から否定するからだ。

この2種類の名簿は、検審について「当初から指摘されていた疑惑」をさらに深める新証拠ではないか。

名簿の問題を読み解く前に、小沢事件と検審の関係について簡単に振り返っておく必要があるだろう。

政治資金規正法違反で告発された小沢氏を、東京地検特捜部は10年2月に嫌疑不十分で不起訴とする。それを覆したのが「市民」から選ばれた検審だった。

検察の「不起訴」決定に対する不服申し立てを受けて、間もなく東京第5検審の審査が始まり、4月と9月に、それぞれ11人の審査員は「起訴相当」の議決を下した（強制起訴には2度の「起訴相当」議決が必要となる）。

それに従って翌11年1月に小沢氏は強制起訴され、無罪が確定する12年11月まで、「刑事被告人」として政治活動を制約される。検審の強制起訴は、日本の政治を大きく左右する重大なファクターだったといえる。

しかし、それほどの重責を担った検審には、当初から疑惑が囁かれていた。「審査員は実在していたのか」「架空議決ではなかったのか」――というものだ。

検審の審査員は国民（有権者）から抽選で選ばれるが、審査の議事録はもちろん、どんな人物が審査員を務めたのかさえも一切公表されない。

それでも「疑惑」が囁かれた理由は次のようなものだった。

まずは「審査員の年齢」だ。検審事務局は2回目の議決（10年9月）を行なった審査員の平均年齢を当初は「30・9歳」と発表したが、「驚くほど若すぎる」と指摘されると、小学生でもできる計算だというのに、検審事務局は「間違いがあった」として「33・91歳」、さらに「34・55歳」と2度も修正した。が、東京都の有権者の平均年齢は52歳だから、修正後であっても不自然に若すぎる。

しかも違うメンバーで行なわれた1回目の議決（10年4月）の審査員平均年齢も「34・55歳」と修正された。約1000万人の都内の有権者から無作為に11人を2回抽出し、いずれも平均年齢が34・55歳になる確率は、統計の専門家によると100万分の1以下だという。

もう一つ挙げてみよう。

2度目の議決日（9月14日）は、小沢氏が出馬した民主党代表選投票日で、投票の約30分前に「起訴相当」が議決されたことも不可解だった。そのわずか6日前（9月8日）、主要6紙が横並びで「小沢事件の2回目の審査が本格化した」「10月下旬に議決が出る公算」と報じたばかりだっただけに、〝迅速すぎる議決〟には「小沢氏の手足を縛る狙いがあった」「議決がなされたかさえも怪しい」との指摘が相次いだのだ。

お断わりしておくが、ごく普通のサラリーマンだった私には、小沢氏個人や小沢氏の政治活動との接点があるはずもないし、同氏を政治的に支持する立場でもない。それでも、特捜検察が不起訴にした事件を、法的知識のない一般市民が「起訴相当」としたことに違和感を覚えざるを得なかった。何しろ、小沢事件は検察が手抜き捜査した末の不起訴ではなく、「政治介入」批判を覚悟の上で、なりふり構わぬ捜査の末に起訴できなかった案件だ。にもかかわらず小沢氏は検審に強制起訴され、しかもそこには前述のような「あり得ない説明」や「不可解な動き」がつきまとう。

そこで私は情報公開請求を繰り返し、最高裁や検審事務局に何度も足を運んだ。そして、それで判明した数々の疑惑を『最高裁の罠』にまとめ、その後もブログで公開してきた。その過程で遭遇したのが、「2種類の黒塗り名簿」だった。

検審の「起訴相当」議決掲示と、それを受けて会見する小沢氏（いずれも10年10月）

●取材協力／石川克子（「市民オンブズマンいばらき」事務局長）

PROFILE／1942年、京城（現ソウル）に生まれ、終戦とともに引き揚げ。東京都立大学理学部卒。66年に旭化成に入社し、技術総括部長、品質管理部門長などを歴任。阪神大震災の際には同社の復興復旧本部長を務めた。04年に退社。「小沢事件」に関心を抱いたのをきっ

図① 平成22年（2010年）の東京第5検審・第1群「審査員候補者名簿」

・任期は10年2月～7月
・作成は09年11月（「小沢事件」の捜査が行き詰まり始めた頃）

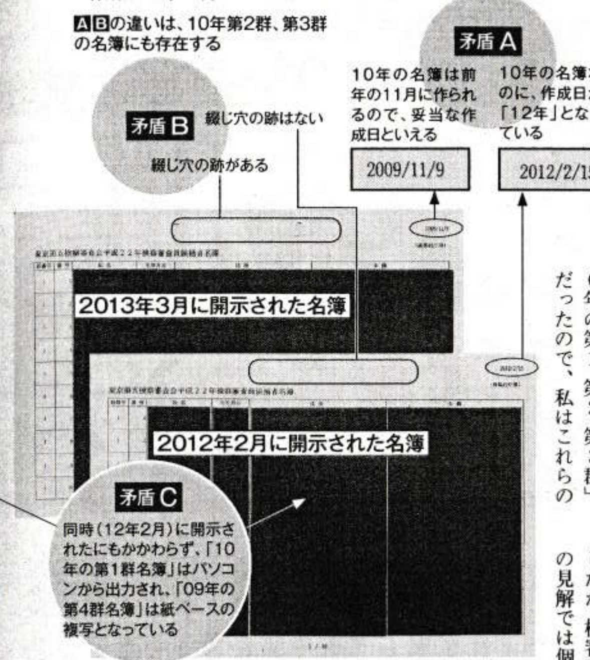

名簿が存在しなかった可能性

検審の審査員は、次のような手続きで選ばれる。

まず、毎年11月に自治体の選挙管理委員会が選挙人（有権者）名簿から無作為に400人をリストアップし、検審はそれを翌年の「審査員候補者」として名簿化する。その後、検審はその400人を4群（100人ずつ）に分け、3か月ごとに各群からコンピュータによる無作為抽選で10～12人の「審査員」を選ぶ。

東京第5検審で小沢事件の審査を担当したのは「2009年の第4群、2010年の第1、第2、第3群」だったので、私はこれらの審査員候補者名簿を請求した。「若すぎる審査員平均年齢」を調べるためだ。

請求は11年11月だった。だが、翌12年2月に開示された名簿は、「個人情報保護」を理由に、全面的に黒塗りされていた。私が必要としたのは生年月（日）の情報だったので、「生年月のみの公開が個人情報に当たるはずがない」と主張したが、検審事務局は「我々の見解では個人情報」との説明を繰り返すばかりで取り合わない。

結局、黒塗り名簿の中身は『最高裁の罠』で触れることはできず、冒頭で触れた「奇怪な日付」にもその時は気づかなかった。

では、2種類の名簿の話に戻らせていただきたい。〈2012／2／15〉の日付がある「12年開示名簿」と、〈2009／11／9〉の日付と綴じ穴の痕跡がある「13年開示名簿」の2種類がなぜ出てきたのかという問題である（図①）。

ちなみに「小沢事件」の捜査が始まる以前の08年11月に作成された「09年の第4群の名簿」には、12年開示分と13年開示分のいずれも同じ日付〈2008／11／11〉が印字され、同じ位置に綴じ穴の跡がある（図②）。つまり、同一の名簿をファイルから外して複写したと考えられる。

では、その後の「10年の第1～3群」の名簿が、開示時期によって異なるのはなぜか。検審事務局に質すと、耳を疑う返答だった。

「12年に開示した『10年第1～3群の名簿』はパソコンから出力したので、出力日（の2月15日）が印字された」

というのである。しかし、13年の開示名簿では作成時期に合致する〈2009／11／9〉の印字と綴じ穴の跡がある。順当に考えれば、「ファイルに綴じられた紙ベースの名簿」が存在していたことになる。ならば、なぜそれを12年に開示しなかったのか。あるいは、開示できなかったのか。また、「09年の第4群」の名簿は紙ベースのものを複写したのに、「10年の第1～3群」の名簿はなぜパソコンから出力したのか――。

それらの疑問について、検審事務局は説明しない。

ここから浮上するのは、「第5検審の審査員候補者名簿が存在しなかった」という疑惑である。

名簿がなければ、コンピュータによる無作為抽出もできない。だとすると、検審事務局は、恣意的に〝都合のいい審査員〟を選べただろうし、さらにいえば〝架空の審査員〟を作り出すことさえ可能だ。それならば、「小沢事件での2度の議決の審査員平均年齢が全く同じ」という天文学的な確率が実際に起きたことも説明がつく。

日本の弱腰は、中国を戦争に向かわせる。
「相手が弱い」と判断すれば、軍事的手段をとるのが中国だ！
「無法」中国との戦い方
日本が学ぶべきアメリカの最新「対中戦略」
産経新聞ワシントン駐在編集特別委員 古森義久
大反響発売中!! 定価777円（税込） ISBN978-4-09-825153-7
小学館101新書

図② 平成21年（2009年）の東京第5検審・第4群「審査員候補者名簿」

・任期は09年11月～10年4月
・作成は08年11月（「小沢事件」以前）

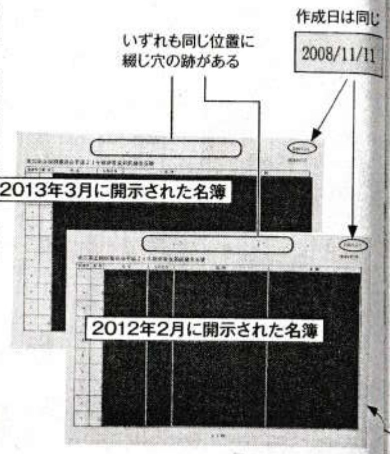

もちろん、この仮説は私の推測の域を出ない。ただし、開示資料がハッキリ物語るのは、検審には2種類の名簿があったということだ。有り体にいえば、「片方が本物であれば、片方は偽造である」ということである（さらにいえば「両方とも偽造である」という疑いもある）。かねてより指摘されていた「架空議決」疑惑は、さらに色濃くなったといえる。

議決日に「審査員が不在」!!

別の「あり得ない記録」も出てきた。

小沢氏の「西松建設ダミー献金」と同様の捜査で不起訴となり、後に検審で審査された二階俊博・自民党代議士側への違法献金疑惑である。

この審査を行なったのは東京第3検審だった。詳細は割愛するが、二階氏や同氏の秘書らが告発対象となった2つの事件（いずれも政治資金規正法違反の疑い）で、それぞれ09年の6月16日と7月21日に、「不起訴不当」の議決が下された。

「起訴相当」と「不起訴不当」は同じ意味に思えるが、全く異なる。前者が強制起訴となるのに対し、後者は起訴の強制力を伴わないので、事実上〝起訴はしなくてよい〟という結論になる。

私と一緒に検審疑惑を調査した「市民オンブズマンいばらき」の石川克子・事務局長の情報公開請求で判明したのは、以下の2つである。

●2つの事件は「わずか1回」の審査で議決

●7月21日議決の事件では、決議日に審査員が出席した形跡がない

石川氏が請求したのは、審査員の日当旅費の支払い記録だ。審査員は霞が関の東京地裁に出向くため、審査日ごとに交通費の請求をする。つまり、その請求日に「審査会が開催された」と見なすことができる。

ところが、6月に議決された事件では、検審への不服申し立て日から議決日までの間に、議決日（6月16日）以外の支払い記録が存在しない。7月議決の事件でも「7月7日」の1日のみ。さらに驚くことに、議決日の7月21日には支払い記録が「ない」のである。

「政治資金規正法違反は判断が難しく、しかも『ダミー献金』という複雑な疑惑について、わずか1日で審査して議決できるものでしょうか。必要な審査がなされたとは思えず、最初から〝二階氏は起訴しない（不起訴不当）〟の結論を決めていたとしか考えられない。

特に7月議決の事件では、審査員が出席していないのに『不起訴不当』が議決されたことになる。大物政治家の起訴、不起訴を決める判断だというのに、極めて不可解です」（石川氏）

西松献金疑惑では、小沢氏以外にも、二階氏をはじめとする自民、民主両党の政治家の関与が取り沙汰されたが、当時の自公政権の政府高官が「自民党まで波及しない」と発言して大問題になった経緯をご記憶の方も多いのではないか。高官の〝予言〟の根拠が、この不可解な二階審査を指すとすれば、実に「わかりやすい話」ということになる。

いずれにしても、疑惑まみれの検察審査会、そしてこの検審が決めた「小沢強制起訴」は、日本政治の流れを大きく変えた。強制起訴で刑事被告人となった小沢氏は発言力を失い、小沢氏を排除した民主党は総選挙で惨敗する。そして小沢氏も、今や少数野党の党首に転落した。無論、その原因のすべてが裁判闘争にあるというつもりはない。だが、与党の実力者であった小沢氏が「刑事被告人」を口実にして、政権から排除された事実はあまりに重い。

それ以上に重要な点は、検察審査会が三権の一つである裁判所の管轄にあるということだ。その組織が、極めて怪しげなプロセスの中で「政治家の抹殺」に加担したとするならば、三権分立という民主主義国家の根本さえ揺るがしかねない大問題というほかない。

検察審査会に関する数々の疑惑は、志岐氏が著わした『最高裁の罠』（山崎行太郎氏との共著）に詳しく記されている

『週刊ポスト』次号（4月12日号）は4月1日（月）発売です
一部地域で発売日が異なります

添付14－1

2012年開示請求

綴じ込み穴なし

2012/2/15にプリントアウト

2012/2/15

（被集約庁用）

東京第五検察審査会平成２２年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
1	1	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	2	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	3	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	4	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	5	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	6	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	7	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	8	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	9	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
1	10	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

添付14－2

2013年開示請求

綴じ込み穴あり

2009/11/9にプリントアウト

2009/11/9

（被集約庁用）

東京第五検察審査会平成２２年検察審査員候補者名簿

群番号	番号	氏名	生年月日	住所	本籍
1	1	[redacted]			
1	2				
1	3				
1	4				
1	5				
1	6				
1	7				
1	8				
1	9				
1	10				

ここも違う

添付15

日本経済新聞

2008年（平成20年）1月22日（火曜日）　★13版　社会　38

検察審査会 50カ所廃止

最高裁が再編案　大都市部は14カ所増設

最高裁は二十一日、全国に二百一カ所ある検察審査会のうち地方の五十カ所を廃止し、九都市の大規模地裁管内で計十四カ所を増設する再編案を発表した。検察審査会の権限強化の一環で、事件数に応じて再配置することで、審査員に選ばれる市民の負担を減らし、審理を充実させる狙い。

再編後は百六十五カ所に減少。今後、各地裁が自治体や弁護士会に説明後、改正検察審査会法の施行（二〇〇九年五月まで）に合わせ実施される見通し。

再編案では、東京地裁本庁管内の審査会を二カ所から六カ所へ増やす。横浜、大阪両地裁の本庁管内でそれぞれ二カ所増やす一方、北海道では札幌地裁浦河支部管内など六カ所を廃止する。

最高裁総務局によると、現在の配置は制度創設時の一九四八年とほぼ同じだが、受理件数は、〇五年で十年前の約二倍の約二千六百件に上り、増加傾向。大都市に集中する一方、過疎地では半年間の任期中に全く事件がない地域もある。

審理がなくても審査員は定例会議や会長互選などで最低でも四回出席の義務があり、負担が大きかった。このため過去二十年の年間事件数が一件未満だった五十六カ所のうち離島部を除く五十カ所を廃止し、近隣の審査会に管轄させることとした。

検察審査会への申し立ては通常、郵送で行われるため、廃止による不都合はないという。

検察審査会の権限強化は、市民が刑事裁判の審理に加わる裁判員制度の導入など司法制度改革の議論の中で必要とされ、法改正が実現。審査会が「起訴相当」と議決した事件を検察が起訴しない場合、再び起訴相当を議決すれば法的拘束力を持つことになった。

「逮捕したろか、本当にもう」

被告、取り調べを隠し録音

公判で異例の再生

法人税法違反（脱税）罪に問われた芸能プロダクション「インターラック」（東京・渋谷）と同社社長、石田博利被告（59）の公判が二十一日、東京地裁（朝山芳史裁判長）であり、同被告が検察官の取り調べを隠し録音したICレコーダーの録音データが証拠採用され一部が再生された。弁護側は「否認する被告に逮捕をちらつかせる取り調べをしており、自白調書に信用性はない」などと無罪主張した。

検察官の取り調べ状況が明らかになるのは極めて異例。昨年二月四日、約七時間に及んだ取り調べで、石田被告が検察官に内緒で録音したという。同被告は三月、在宅起訴された。

公判で再生されたのは約五分間。前日まで脱税容疑を認めていた同被告が否認に転じると、検察官が「この期に及んでまだ否認するんだ、あんた」「逮捕したろか、本当にもう」などと発言。

脱税期間中、うつ病だったと同被告が主張すると、検察官は「さっきちゃんと病院で調べた。軽度のうつだよ。そんなこと言っても意味ない」「診断書がある」などと取り合わなかった。しかし検察が病院から診断書を取り寄せた事実はなかったという。

きょうの夕刊

原因を究明、再
ザ仕事人・航空・鉄
ボツリヌス菌一
保険適用
中東和平、模索
イスラエル演

添付16

候補者情報の入力

候補者名簿にない人を手入力で、候補者として追加登録可能

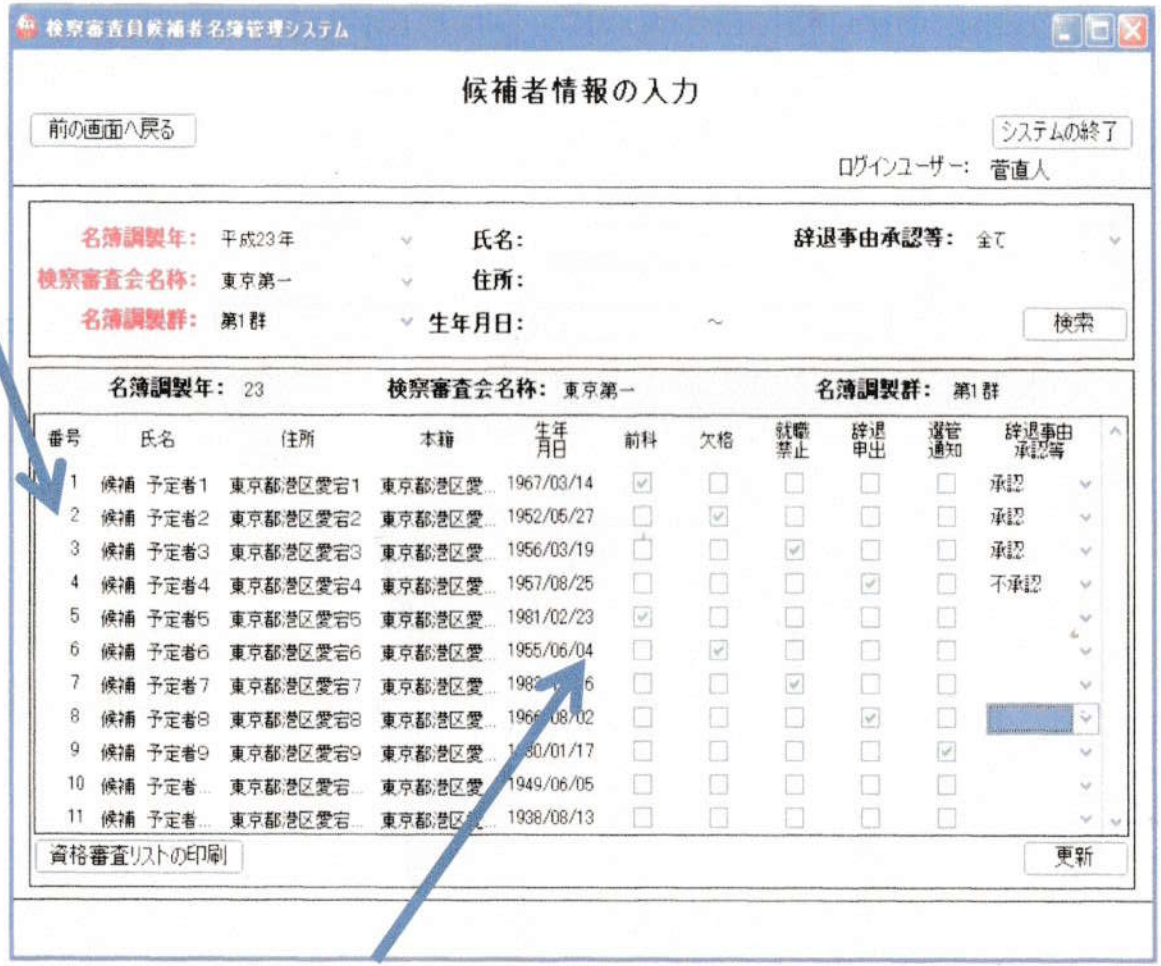

欠格事由欄にレ点を入れることで候補者を消除できる

（くじ引き後はくじ引き前のデータが残らない）

添付17

小沢一郎議員をめぐる事件の年表

2007年　中頃	事務総局は改正検察審査会法を悪用して小沢一郎議員を起訴することを決めた？ （第一次安倍内閣の関与は？）
2008年　1月22日	日経新聞報道「最高裁事務総局が、2009年5月から東京の検察審査会を4か所増やすと発表」 （東京第五検審などの新しい検察審査会を作って、そこに審査員を配置しない手を決めた？）
〃　10月	事務総局はイカサマ審査員くじ引きソフトを開発し、2008年11月からの審査員選定に使わせた
2009年　3月3日	検察は西松事件をデッチ上げ大久保元秘書を起訴したが、小沢氏は起訴出来ず 小沢氏は秘書の起訴を受け、民主党代表を辞任。鳩山氏が後任に。
〃　5月	改正検察審査会法施行（2度の「起訴相当」議決で強制起訴される） 東京第五検審事務局が業務開始
〃　8月30日	衆議院選挙が行われ民主党大勝。鳩山政権誕生。
〃　12月	検察は、「母親偽装献金事件」で告発された鳩山首相を不起訴処分とした
2010年　1月	市民が鳩山首相の不起訴を不服として検察審査会に申し立て
〃　2月	検察は「小沢政治資金規正法違反事件」（陸山会事件）を捜査した結果、小沢氏を不起訴に。 石川、池田、大久保の3人の秘書を起訴。
〃　2月12日	市民（？）が小沢氏の不起訴処分を不服として検察審査会に申し立て
〃　4月26日	東京第四検審が「鳩山事件審査で“不起訴相当”の議決をした」と発表
〃　4月27日	東京第五検審が「小沢事件の第1回審査で“起訴相当”の議決をした」と発表
〃　5月	検察が「小沢事件」を再捜査し、再び不起訴とした
〃　6月2日	鳩山首相退陣を表明。鳩山首相の要請で小沢氏も幹事長辞任。
〃　9月8日	主要6紙が小沢検察審の第2段階審査について報道 「審査補助員が決まったのでこれから審査が本格化する。議決は10月末の公算」
〃　9月14日	民主党代表選挙が行われ、小沢氏が菅氏に敗れる
〃　10月4日	東京第五検審が「9月14日（代表選投票日）に、小沢氏を"起訴相当"議決した」と発表
2011年　1月31日	指定弁護士が検察役になり小沢元代表を強制起訴
〃　2月22日	民主党が刑事被告人になったことを理由に小沢氏の党員資格停止処分を決定
〃　10月6日	小沢裁判始まる
〃　12月15日	石川知裕元議員（元秘書）の取調官であった田代検事が、虚偽捜査報告書を作成し東京第五検審に提出していたことが発覚
2012年　4月23日	週刊朝日が「田代検事が作成した虚偽捜査報告書を入手した」と報道（審査員がいて、虚偽捜査報告書によって起訴議決に誘導されたと思わせるための流出か？）
〃　4月26日	小沢裁判一審無罪判決
〃　5月2日	何者かが、ロシアサーバーを通し、田代検事作成の「虚偽捜査報告書」を市民活動家・八木啓代氏に届けた（審査員がいて、虚偽捜査報告書によって起訴議決に誘導されたと思わせるための流出か？）
〃　8月	八木啓代氏らが「田代検事虚偽捜査報告書事件」を検察審査会へ申し立て
〃　11月12日	控訴審で小沢無罪の判決
〃　12月16日	衆議院選挙が行われ自民党大勝。 第二次安倍政権誕生。
2013年　1月	小沢氏が「生活の党」を結党、党首となる
〃　3月	森裕子前参院議員のブレーンだったX氏が「私がロシアサーバーに流した」と志岐に語った
〃　4月22日	東京第一検審が「田代検事虚偽捜査報告書事件で“不起訴不当”の議決をした」と発表 この結果、田代元検事は不起訴となる
〃　7月21日	参議院選挙が行われる。「生活の党」の候補は全員落選。
〃　9月23日	会計検査院が調査報告書提出：“審査員実在確認調査”において小沢検察審の調査を意図的に外した
〃　10月2日	森裕子氏がブログ記載内容に名誉棄損があるとして志岐武彦を提訴
2014年　7月18日	森裕子・志岐武彦裁判の判決「原告の請求をいずれも棄却する」（8月6日判決確定）